

平成 23 年

第 1 回市議会定例会 議案第 44 号

函館市学校給食共同調理場条例の一部改正について

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 3 月 9 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

函館市学校給食共同調理場条例（昭和 48 年函館市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

別表中

函館市桔梗中学校親子学校給食共同調理場	函館市立桔梗中学校 函館市立本通中学校	を
函館市桔梗中学校親子学校給食共同調理場	函館市立桔梗中学校 函館市立赤川中学校	に、
函館市北中学校親子学校給食共同調理場	函館市立北中学校 函館市立赤川中学校	を
函館市北中学校親子学校給食共同調理場	函館市立北中学校 函館市立本通中学校	に

改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

函館市桔梗中学校親子学校給食共同調理場および函館市北中学校親子学校給食共同調理場の給食調理等を行う学校を変更するため